

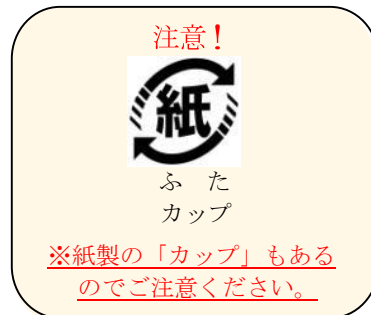
# ごみを分別してリサイクルを進めましょう！

容器包装プラスチックの分別や出し方の注意点と容器包装プラスチックとして「収集するもの」と「しないもの」の具体例をまとめましたのでご活用ください。

容器包装プラスチックとは、商品を入れる「容器」または、商品を包む「包装」であり、商品を消費したり、商品と分離した場合に不要となるプラスチック製のものです。

○まずはプラマークを確認してください。

(カップ麺の表示例)



(分別区分)

ふた ⇒ 紙製なので「可燃ごみ」へ

プラスチック製カップ、外装フィルム、液体スープ袋 ⇒左は「容器包装プラスチック」へ

※汚れがあれば洗って乾かして出してください。洗にくい液体スープの袋などは「可燃ごみ」として出してください。

○プラマークがない場合の判断基準

- ① プラスチック製であるかどうか。
- ② 商品の「容器」または「包装」であるかどうか。
- ③ 商品を使ったり取り出したあと、不要になるかどうか。

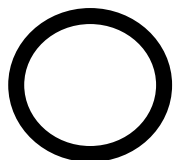


すべて該当するものが「容器包装プラスチック」になります。

※上記の条件に当てはまらないもの、判断がつかないものは「可燃ごみ」又は「粗大ごみ」として出してください。

○容器包装プラスチックの出し方の注意点

- ①市販の無色透明（半透明も不可）の袋で出してください。（回収時に中身を確認するため）
- ②廃プラを入れた袋を別の袋に入れる「内袋」はしないでください。
- ③ボトル類は、キャップをはずして出してください。



## 容器包装プラスチックとして収集するものの具体例

汚れのあるものは、きれいに洗い流して乾かしてから出してください。

可燃ごみを容器包装プラスチックとして出すと、入れた袋ごと収集いたしませんのでお気をつけください。

廃プラスチックは午後からの回収となるうえに、軽くてすぐに飛んでしまいます。近隣の方々にもご迷惑を

おかけする結果となりますので、排出される際は、強風などによる飛散防止対策をお願いいたします。

区 分	品目（プラスチック製品）	備 考
①袋類	スナック菓子などの袋（個包装も含む） 飲料パックのストローの袋、弁当のスプーンの袋、スーパー等のレジ袋、商品を入れるために提供される袋、説明書や保証書の袋、果物を入れるネット状の入れ物、背広カバー	汚れている物は洗って乾かす。乾燥剤、保冷剤は、可燃へ ※ストローやスプーンは、可燃へ  ハンガーは、粗大ごみへ
②包装類	商品を包んでいたプラスチックのシート ペットボトルなどの外フィルム	※CD等のケース、梱包用のひもやバンドは、可燃へ
③ラップ類	食料品などを包んでいたラップ	油等で汚れているものは、可燃へ
④カップ・パック類	アイスクリームやプリンなどのカップ 食料品や日用品などの詰め替え用のパック 豆腐や卵などのパック カップ麺などのカップ	※紙類は、可燃へ 液体状の物が入っていた物は、洗って乾かす。※カレー等のレトルトパックやマヨネーズ、ねりわさび等のチューブは、洗っても汚れや臭いが落ちにくいいため、可燃へ
⑤トレイ類	コンビニ弁当などの容器 肉、魚などのトレイ 菓子、冷凍食品の仕切りトレイ	汚れている物は洗って乾かす。 ※にぎり寿司を仕切るバラン（緑色のフィルム）は、可燃へ
⑥ボトル類	シャンプーや台所用洗剤のボトル（ノズル部分含む）、食用油、ソースのボトル	液体状の物が入っていた物は、洗って乾かす。 洗剤の計量カップは、可燃へ
⑦ふた・キャップ類	瓶やペットボトルなどのふた、キャップ、中ふた、カプセルトイ（通称「ガチャガチャ」）	洗って乾かす。
⑧緩衝材	電気製品等の梱包用発泡スチロール（型枠状のもの） 気泡緩衝材（通称「プチプチ」、「エアークッション」）	※細かい粒状の緩衝材は、可燃へ
⑨その他	食パン等の袋の口を留めるための留め具、ワイシャツの襟部を固定するプラスチック	



## 容器包装プラスチックとして収集しないものの具体例

容器包装プラスチックとして収集しないものの一例を示したものであり、全てではありません。  
わからない点がありましたら、下記のお問合せ先までご連絡ください。

廃プラスチックは、リサイクルされますので、収集出来ないものを混ぜないでください。混ざっていると

リサイクル出来なくなりますのでご協力をお願いいたします。

区 分	収集しないもの (代表的な品目)	処分する方法
①材質がプラスチックではないもの	紙袋、包装紙、紙製のカップ麺のカップ アルミ製の鍋焼きうどんの容器	可燃ごみへ
②ペットボトル	ペットボトルの本体 ※プラスチック製の容器であるが別に回収いたします	缶・瓶・ペット ボトルへ
③容器や包装ではないもの  ※物を入れても包んでいないもの ※商品の一部のもの ※商品と分離しても不要にならないもの	アイスクリームの棒、梱包用ひも、バンド、輪ゴム、シール、ステッカー、ラップの芯、トイレトペーパーの芯、乾燥剤、保冷剤、バラン (にぎり寿司などの仕切りで使われる緑色のプラスチックフィルム)、小粒の発泡スチロール製の緩衝材、ボールペンの軸、野菜の結束テープ、CD、DVD、ビデオテープなどのケース、ラケットのケース	可燃ごみへ
	人形のケース、楽器、カメラ等のケース (カバーは可燃)	粗大ごみへ
④商品の「容器」や「包装」ではないもの	クリーニングの袋、ダイレクトメールを入れた封筒 現像したフィルムのネガを入れた袋、かばん、エコバック	可燃ごみへ
⑤商品そのもの	CD、DVD、ビデオテープ、カセットテープ 小型のおもちゃ (10cm 程度まで)、ボールペン、サインペン、スポンジ、ハンガー、ジッパー付き保存袋、証券や通帳のカバー、歯ブラシ、歯磨きのトラベルセット、化粧ポーチ、小物入れ、ファイル類、弁当箱、タッパー (10cm 程度まで)	可燃ごみへ
	物干しハンガー、ポリバケツ、大型のおもちゃ、ブラシ類、衣装ケース、使い捨てライター、携帯用カミソリ、硬プラスチックの植木鉢	粗大ごみへ
⑥商品の付属物であるもの	飲料パックのストロー、コンビニ弁当のスプーン 洗剤の計量カップ	可燃ごみへ
⑦汚れのある「容器包装プラスチック」	※ <u>容器包装プラスチックであるが、汚れが落としにくく、きれいに洗う事が困難であるものや、においも強いもの</u> マヨネーズ、ケチャップ、ねりわさび、歯磨き粉などのチューブ類やカレーなどのレトルトパック	可燃ごみへ